

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和7年4月1日以降適用)

資金種別	貸付対象者	内 容 (貸付期間)	貸付限度額								据置期間	償還期限		
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 団体	3,580,000 円 5,370,000 円						1 % 無利子	貸付の日から1年	据置期間経過後7年以内		
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現在営んでいる事業を継続するのに必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人	1,790,000 円						1 % 無利子	貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内		
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童（20歳以上の子含む） 父子家庭の父が扶養する児童（20歳以上の子含む） 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 ＜就学期間中＞ ※児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法で算出した前年所得が692万円（年収目安900万円）を超える場合は、別とする。	一般分月額（円）		1年	2年	3年	4年	5年	6年	無利子 当該学校卒業後6ヶ月	据置期間経過後20年以内（専修学校一般課程は5年以内）		
			高校・専修（高等）	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000						
					自宅外	34,500	34,500	34,500						
				私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000						
					自宅外	52,500	52,500	52,500						
				高専	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500			67,500	
						自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500			76,500	
					私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500			98,500	
						自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000			115,000	
			専修（専門）	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500	67,500					
					自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000					
				私 立	自 宅	89,000	89,000	89,000	89,000					
					自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500					
			短大	国公立	自 宅	67,500	67,500							
					自宅外	96,500	96,500							
				私 立	自 宅	93,500	93,500							
					自宅外	131,000	131,000							
			大学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000			71,000	
					自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	108,500			108,500	
				私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500	108,500			108,500	
					自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	146,000			146,000	
			専修（一般）			54,000	54,000							
			大学院	修士課程			132,000	132,000						
				博士課程			183,000	183,000	183,000					
			※特例加算あり（児童扶養手当額）											※大学の5.6年は、医学部、薬学部のみ
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金知識（技能を習得する期間中5年を超えない範囲内）	一般 特別	月額 一括 68,000 円 816,000 円 （自動車運転免許取得） 460,000 円						1 % 無利子	習得期間満了後1年	据置期間経過後20年以内		
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童（20歳以上の子含む） 父子家庭の父が扶養する児童（20歳以上の子含む） 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内）		月額 （自動車運転免許取得） 460,000 円 ※特例加算あり（児童扶養手当額）						無利子	習得期間満了後1年	据置期間経過後20年以内		
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金		110,000 円 通勤のために自動車の購入が必要と認められる場合 340,000 円 （うち自動車購入費 235,000 円）						1 % 無利子 児童・無利子	貸付の日から1年	据置期間経過後6年以内		
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子家庭の児童 父子家庭の児童 （介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）	医療 介護	一般 特別 340,000 円 480,000 円 500,000 円						1 % 無利子	医療又は介護を受ける期間終了後6ヶ月	据置期間経過後5年以内		
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能習得期間の生活補給資金（3年以内）	月額	141,000 円						保証人有りは無利子 保証人なしは1.0 %	知識技能習得期間終了後6ヶ月	据置期間経過後20年以内		
		医療及び介護を受けている期間の生活補給資金（1年以内）	月額 （生計中心者以外の者 月額76,000円）	114,000 円							医療又は介護を受ける期間終了後6ヶ月	据置期間経過後5年以内		
		母子（父子）家庭となって7年未満の生活補給資金	月額 （生計中心者以外の者 月額76,000円） ※養育費取得のための裁判費1,368,000円限度	114,000 円（合計 2,736,000円限度）							貸付期間満了後6ヶ月	据置期間経過後8年		
		失業期間中の生活補給資金（離職した日の翌日から1年以内）	月額 （生計中心者以外の者 月額76,000円）	114,000 円							貸付期間満了後6ヶ月	据置期間経過後5年以内		
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ原則として所有する住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金		1,500,000 円 （特別な場合 2,000,000 円）						1 % 無利子	貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後6年以内（特別な場合は7年以内）		
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居移転に伴う住居の賃借に際し必要な資金		260,000 円						1 % 無利子	貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後3年以内		
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童（20以上の子含む） 父子家庭の父が扶養する児童（20以上の子含む） 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	児童（子）が就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小 学 校		64,300 円						無利子	卒業後6か月	据置期間経過後5年以内	
			中 学 校		81,000 円									
			高校・高専・専修学校		自宅通学	150,000 円		自宅外通学	160,000 円					
			私立の高校 専修学校（高等課程）		自宅通学	410,000 円		自宅外通学	420,000 円					
			大学・短大、専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	420,000 円		自宅外通学	430,000 円					
				私 立	自宅通学	580,000 円		自宅外通学	590,000 円					
			大学院	国公立	自宅通学	420,000 円		自宅外通学	430,000 円					
				私 立	自宅通学	580,000 円		自宅外通学	590,000 円					
			修業施設等		自宅通所	272,000 円		自宅外通所	282,000 円					
			結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子（父子）家庭の母（父）が扶養する児童（20以上の子含む）、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	結婚する子1人につき		330,000 円						1 % 無利子

※貸付資金ごとに貸付要件を定めています。また、母子・父子福祉団体（複数の母子家庭の母等の共同企業を含む。）への貸付も行っています。詳しくは、お住まいの市町村役場（三朝町にお住まいの方は中部総合事務所県民福祉局、大山町にお住まいの方は西部総合事務所県民福祉局）へお問合せください。

※貸付の決定に当たっては、実際に必要となる経費等を確認した上で、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

※貸付金は、原則無利子です。ただし、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金以外の資金で、連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の利子が課せられます。

※償還等について

償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。

違 約金：指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金についての違約金を徴収します。（違約金発生日が令和2年4月1日以降分は3.0%）